８監総第２２１号
令和８年６月１２日

（略）

東京都監査委員　保　坂　まさひろ
同　中　村　ひろし
同　茂　垣　之　雄
同　後　藤　靖　子
同　小　粥　純　子

令和８年５月１４日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「自治法」という。）第２４２条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、自治法第２４２条第５項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人が東京都職員共済組合に対して申請した遺族給付の審査及び決定事務について、説明義務違反・虚偽説明・資料偽装の疑いが強いとして、事実関係の調査や遺族給付の速やかな支給等の措置を求める主張をしていると解される。

自治法第２４２条第１項による住民監査請求は、違法・不当な財務会計上の行為があると認める普通地方公共団体に対して損害補塡の措置等を請求できるものであり、住民監査請求の対象は、当該普通地方公共団体の財務会計上の行為に限られる。

一方、東京都職員共済組合は、地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号。以下「地共済法」という。）に基づいて、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とし、地共済法第４条第１項の規定により設置された、普通地方公共団体とは別個の独立した法人である。

このため、本件請求は、東京都職員共済組合の行為を対象としたものであり、都の財務会計上の行為を対象としたものではないと解されるから、都に対する住民監査請求の

対象とはならない。

よって、本件請求は、自治法第２４２条に定める住民監査請求として不適法である。